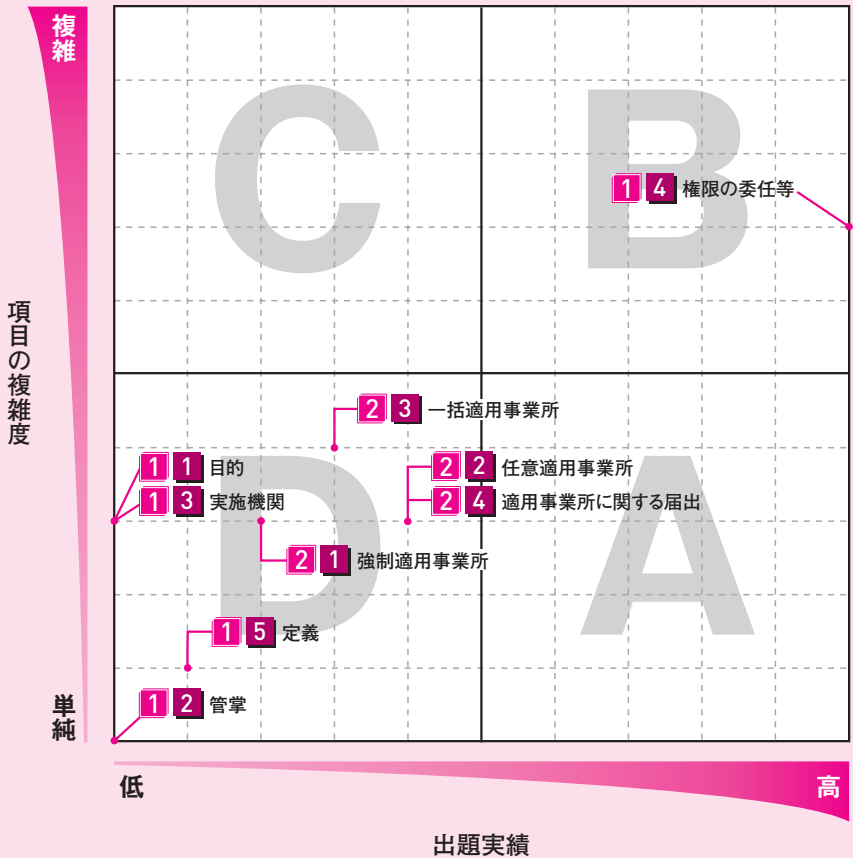


第1章

総 則



1

目的、権限の委任等

1 目的（法1条）

★★★

厚生年金保険法は、労働者の**老齢、障害**又は**死亡**について保険給付を行い、労働者及びその遺族の**生活の安定**と**福祉の向上**に寄与することを目的とする。

・沿革 必修

厚生年金保険法は、工場の男子労働者を対象として昭和16（1941）年に制定、昭和17（1942）年から施行された労働者年金保険法を、昭和19（1944）年に女子及び一般職員をも対象として、厚生年金保険法に改称するかたちで制定された法律である。

Point

厚生年金保険法の保険給付は、業務上外を問わずに行われる。

2 管掌（法2条）

★★★

厚生年金保険は、**政府**が、**管掌**する。

・保険者

厚生年金保険事業を運営する**保険者**は**政府**である。

3

実施機関（法2条の5）

改正



I 厚生年金保険法における**実施機関**は、次の i から iv に掲げる事務の区分に応じ、当該 i から iv に定める者とする。

i ii から iv までに規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者（以下「**第1号厚生年金被保険者**」という。）の資格、**第1号厚生年金被保険者**に係る標準報酬（第28条に規定する標準報酬をいう。以下 I において同じ。）、事業所及び被保険者期間、**第1号厚生年金被保険者であった期間**（以下「**第1号厚生年金被保険者期間**」という。）に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、**第1号厚生年金被保険者**に係る国民年金法第94条の2第1項の規定による基礎年金拠出金の負担、**第1号厚生年金被保険者期間**に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金並びに**第1号厚生年金被保険者**の保険料に係る運用に関する事務

厚生労働大臣

ii **国家公務員共済組合**の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「**第2号厚生年金被保険者**」という。）の資格、**第2号厚生年金被保険者**に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、**第2号厚生年金被保険者であった期間**（以下「**第2号厚生年金被保険者期間**」という。）に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、**第2号厚生年金被保険者**に係る国民年金法第94条の2第2項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第84条の5第1項の規定による拠出金の納付、**第2号厚生年金被保険者期間**に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金並びに**第2号厚生年金被保険者**の保険料に係る運用に関する事務

国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

iii 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第3号厚生年金被保険者」という。）の資格、第3号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第3号厚生年金被保険者であった期間（以下「第3号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、第3号厚生年金被保険者に係る国民年金法第94条の2第2項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第84条の5第1項の規定による拠出金の納付、第3号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金並びに第3号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
iv 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者（以下「第4号厚生年金被保険者」という。）の資格、第4号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第4号厚生年金被保険者であった期間（以下「第4号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、第4号厚生年金被保険者に係る国民年金法第94条の2第2項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第84条の5第1項の規定による拠出金の納付、第4号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金並びに第4号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務	日本私立学校振興・共済事業団

II I ii 又は iii に掲げる事務のうち、第84条の3〔交付金〕、第84条の5〔拠出金及び政府の負担〕、第84条の6〔拠出金の額〕、第84条の8及び第84条の9〔報告等〕の規定に係るものについては、国家公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が行い、その他の規定に係るものについては、政令で定めるところにより、I ii 又は iii に定

める者のうち政令で定めるものが行う。

1. 被用者年金制度一元化

被用者年金制度については、**多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を目指す**平成24年2月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の**成熟化**や**少子・高齢化**の一層の進展等に備え、**年金財政**の範囲を拡大して制度の**安定性**を高めるとともに、**民間被用者、公務員**を通じ、将来に向けて、**同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性**を確保することにより、公的年金全体に対する**国民の信頼**を高めるため、厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、厚生年金保険制度に統一することとされた（平成27年10月1日施行）。

2. 被保険者の種別及び実施機関

平成27年10月以降、厚生労働大臣（日本年金機構）、又は各共済組合等が実施機関となり、これまでの厚生年金保険又は共済年金の加入期間を含め、それぞれの加入期間ごとに、統一後の厚生年金保険の決定・支払を行う。

被保険者の種別		実施機関
第1号厚生年金被保険者	従来からの厚生年金保険の被保険者	厚生労働大臣 （日本年金機構）
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者	日本私立学校振興・共済事業団

3. 実施機関が担当する事務

実施機関は、被保険者の資格の得喪、標準報酬の決定（**合意・3号分割による改定を含む**）、保険給付の決定（裁定）・支払、被保険者期間の管理、保険料徴収、積立金の管理・運用等を行う。

【本テキスト記載内容に関する注意点】

第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者及び第4号厚生年金被保険者に係る手続等に関する規定は、共済各法に定められているが、本テキストにおいてはこれを記載しないこととした。したがって、本テキストにおける届出の提出先や記載事項等の細則に関する記載は、特に断りがない限り、第1号厚生年金被保険者に係る記載である。



参考

（実施機関による届書等の受理、送付等）

一の実施機関は、他の実施機関が行うこととされている厚生年金保険法等の規定

による受給権者等の届出等（一部のものを除く。）の受理及び当該届出等に係る事実についての審査に関する事務を行うものとする。

（令4条の2の14.1項、則87条の3.1項他）

- ・一元化後の厚生年金保険法の規定による届出は、一部のものを除き、ワンストップサービスとして日本年金機構（年金事務所）又は各共済組合等の実施機関の窓口での受付が可能となった。

（実施機関相互間の連絡調整）

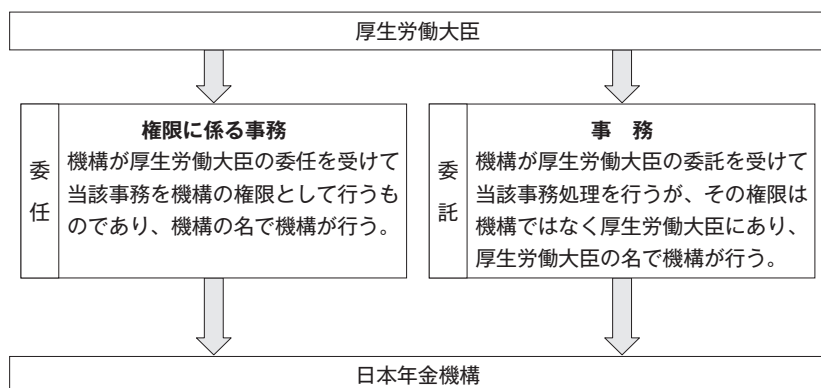
1. 実施機関は、被保険者等の利便の向上に資するため、政令で定めるところにより、他の実施機関の処理する事務の一部を行うものとする。
2. 1.の場合において、実施機関相互間の連絡及び調整に関し必要な事項は、主務省令で定める。
（法100条の3の2）

（主務大臣等）

第4章の2〔積立金の運用〕における主務大臣は、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣とする。
（法100条の3の3）

4 権限の委任等

厚生労働大臣の権限に係る事務の一部は、**日本年金機構**（以下「**機構**」という）に行わせるものとされており、「**機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任**」と「**機構への事務の委託**」がある。



- ・日本年金機構は、社会保険庁の廃止に伴い、**平成22年1月**に新たに設立された公法人であり、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（「政府管掌年金事業」という）等の業務運営を担うこととされている（詳細は「別冊ハイレベルテキスト 直前対策」で学習する）。

1 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任（法100条の4）

厚生労働大臣の権限に係る一定の事務は、機構に行わせるものとする。

【例】

例えば、次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務が機構に委任されている。

〈発展1.参照〉

- ・被保険者の資格の得喪の確認
- ・標準報酬月額の設定・改定
- ・育児休業等期間中及び産前産後休業期間中の保険料免除に係る申出の受理

2 機構への事務の委託（法100条の10,1項）

厚生労働大臣は、機構に、一定の事務を行わせるものとする。

【例】

例えば、次に掲げる事務が機構に委託されている。〈発展2.参照〉

- ・現物給与の価額の決定に係る事務（当該決定を除く）
- ・保険料の徴収に係る事務（一定の事務を除く）
- ・延滞金の徴収に係る事務（一定の事務を除く）

3 機構が行う滞納処分に係る認可等（法100条の6,1項、3項）



I 機構は、滞納処分等^{*}を行う場合には、あらかじめ、**厚生労働大臣**の**認可**を受けるとともに、**滞納処分等の実施**に関する**規程**（以下「**滞納処分等実施規程**」という。）に従い、徴収職員に行わせなければならない。**H24-6C**

※ 国税徴収の例によるものとされる国税徴収法の規定による質問・検査・搜索及び国税滞納処分の例による処分をいう。以下同じ。

II 機構は、**滞納処分等**をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、**速やかに**、その結果を**厚生労働大臣**に**報告**しなければならない。**H24-6E**

・報告

滞納処分等に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に委任されており、機構が滞納処分等をしたときは、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告することになっている。



(徴収職員の任命)

徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する**機構の職員**のうちから、**厚生労働大臣の認可**を受けて、**機構の理事長**が任命する。(法100条の6,2項)

(滞納処分等実施規程の認可等)

1. **機構**は、滞納処分等を行う場合には、**滞納処分等実施規程**を定め、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。H24-6A
2. 滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。H24-6B (法100条の7,1項、2項)

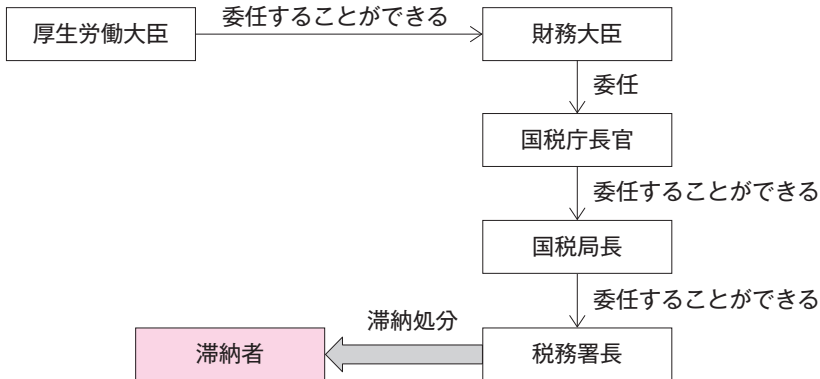
4 財務大臣への権限の委任 (法100条の5,1項、2項、5項～7項)



- I **厚生労働大臣**は、滞納処分等その他の処分に係る**納付義務者**が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその**財産**について**隠ぺい**しているおそれがあることその他の事情があるため保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金の**効果的な徴収**を行う上で必要であると認めるときは、**財務大臣**に、当該**納付義務者**に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。H24-6D
- II **財務大臣**は、Iの委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行ったときは、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を**厚生労働大臣**に**報告**するものとする。
- III **財務大臣**は、Iの規定により委任された権限及びIIの規定による報告の権限を**国税庁長官**に委任する。
- IV **国税庁長官**は、IIIの規定により委任された権限の全部又は一部を**納付義務者**の事業所又は事務所の所在地を管轄する**国税局長**に委任することができる。
- V **国税局長**は、IVの規定により委任された権限の全部又は一部を**納付義務者**の事業所又は事務所の所在地を管轄する**税務署長**に委任することができる。

・権限の委任の流れ

厚生労働大臣は、財産隠匿が疑われるような悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、機構からの申出に基づき、政令で定めるところにより、保険料の滞納処分の権限の全部又は一部を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任することとされている。〈発展3.参照〉



5 地方厚生局長等への権限の委任（法100条の9）

★★★

- I 厚生年金保険法に規定する**厚生労働大臣**の権限〔第100条の5第1項及び第2項（**4**「**財務大臣への権限の委任**」I II）に規定する厚生労働大臣の権限を除く。〕は、厚生労働省令（第28条の4〔訂正請求に対する措置〕に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、**地方厚生局長**に委任することができる。
- II Iの規定により**地方厚生局長**に委任された権限は、厚生労働省令（第28条の4〔訂正請求に対する措置〕に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、**地方厚生支局長**に委任することができる。
- III Iの規定により第28条の4に規定する**厚生労働大臣**の権限が**地方厚生局長**に委任された場合（IIの規定により同条に規定する**厚生労働大臣**の権限が**地方厚生支局長**に委任された場合を含む。）には、同条第3項中「**社会保障審議会**」とあるのは、「**地方厚生局に置かれる政令で定める審議会**」とする。

1. 地方厚生局長等へ委任される権限

- (1) 上記Ⅰの規定により、次の①から⑪に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

- ① 国税徴収の例によるものとされる国税通則法第46条の規定による納付の猶予 (法89条)
- ② 国税徴収の例によるものとされる国税通則法第49条の規定による納付の猶予の取消し (同上)
- ③ 官公署等に対する資料の提供の求め（訂正請求に係るものに限る）及び報告の求め（訂正請求に係るものに限る） (法100条の2,2項、5項)
- ④ 機構に行わせるものとされた権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣が自ら行うこととした場合における当該権限 (法100条の4,3項)
- ⑤ 機構に行わせるものとされた権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣が自ら行い、又は行わないこととする場合におけるその旨の公示 (法100条の4,4項)
- ⑥ 厚生労働大臣が自ら滞納処分等を行う場合における対象者への通知 (法100条の4,5項)
- ⑦ 機構が滞納処分等を行う場合の認可及び徴収職員を任命する際の認可 (法100条の6,1項、2項)
- ⑧ 機構が滞納処分等を行った場合の結果の報告の受理 (法100条の6,3項)
- ⑨ 機構が立入検査等を行う場合の認可 (法100条の8,1項)
- ⑩ 機構に行わせるものとされた事務の全部又は一部を厚生労働大臣が自ら行うこととした場合における当該権限 (法100条の10,2項)
- ⑪ 保険料等の収納を行う機構の職員を任命する際の認可 (法100条の11,2項)
- ⑫ 機構による収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告の受理 (法100条の11,4項)

- (2) 上記Ⅱの規定により、(1)①から⑫に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。 (則108条)

2. 訂正請求に対する措置に係る厚生労働大臣の権限の委任

- (1) 法第28条の4〔訂正請求に対する措置〕に規定する厚生労働大臣の権限は、法第28条の2第1項（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。(2)において同じ。）の規定による訂正の請求を受理した日本年金機構の事務所（年金事務所を含む。(2)において同じ。）の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- (2) (1)の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第28条の2第1項の規定による訂正の請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。 (令4条の4の2)



（機構が行う収納）

1. 厚生労働大臣は、会計法第7条第1項の規定にかかわらず、政令で定める場合

における保険料その他この法律の規定による徴収金、年金たる保険給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの（以下3.において「保険料等」という。）の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

H27-8D

2. 1.の収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。
3. 機構は、1.の規定により保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。 H27-8D (法100条の11,1項～3項)

5 定義（法3条1項1号、2号、2項）

★★★

- I 厚生年金保険法において、「**保険料納付済期間**」とは、**国民年金法**第5条第1項に規定する保険料納付済期間をいう。
- II 厚生年金保険法において、「**保険料免除期間**」とは、**国民年金法**第5条第2項に規定する保険料免除期間をいう。
- III 厚生年金保険法において、「**配偶者**」、「**夫**」及び「**妻**」には、**婚姻の届出**をしていないが、**事実上婚姻関係と同様の事情**にある者を含むものとする。 H22-1D

・事実婚関係の認定基準及び取扱いは、国民年金法と同様である（「ハイレベルテキスト8 国民年金法」資料編参照）。

2

適用事業所

1 強制適用事業所（法6条1項、2項）

★★★

- I 次の i から iii のいずれかに該当する**事業所若しくは事務所**（以下単に「事業所」という。）又は**船舶**を適用事業所とする。
- i **適用業種**である事業の事業所であって、**常時5人以上**の従業員を使用するもの **H18-4B H21-1D**
 - ii i に掲げるもののほか、**国、地方公共団体又は法人の事業所**であって、**常時従業員**を使用するもの
 - iii 船員法第1条に規定する**船員**（以下単に「**船員**」という。）として**船舶所有者**（船員保険法第3条に規定する場合にあっては、同条の規定により**船舶所有者**とされる者。以下単に「**船舶所有者**」という。）に**使用される者が乗り組む船舶**（以下単に「**船舶**」という。）
- II I iii に規定する**船舶**の**船舶所有者**は、**適用事業所の事業主**とみなす。

1. 5人以上の計算

従業員の員数の算定は、その事業所に常時使用されるすべての者について計算すべきものとする。すなわち、厚生年金保険の被保険者となるべき者はもちろん、厚生年金保険法第12条〔適用除外〕の規定によって被保険者となることができない者であっても当該事業所に常時使用される者についてはこれを算入すべきものとする。

例題1

（昭和18.4.5保発905号）

2. 適用業種

厚生年金保険法の適用業種となる事業は、次の事業である。

- (1) 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業（工場、作業所等） **H18-4B**
- (2) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- (3) 鉱物の採掘又は採取の事業
- (4) 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
- (5) 貨物又は旅客の運送の事業
- (6) 貨物積みおろしの事業（船舶、波止場、停車場等における貨物の積込み、積卸し等）
- (7) 焼却、清掃又はと殺の事業

- (8) 物の販売又は配給の事業（小売・卸売業等）
- (9) 金融又は保険の事業
- (10) 物の保管又は賃貸の事業（倉庫、貸家、貸室、貸本、貸衣装等）
- (11) 媒介周旋の事業（取引の代理等の代理業、証券業、ブレイガイド等）
- (12) 集金、案内又は広告の事業
- (13) 教育、研究又は調査の事業
- (14) 疾病の治療、助産その他医療の事業
- (15) 通信又は報道の事業
- (16) 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業

H21-1D **例題 1** (法6条1項1号)

3. 非適用業種

厚生年金保険の非適用業種となる事業は、次の事業である。

- (1) **農林業、水産業、畜産業**等の第1次産業の事業
- (2) 理髪店、美容店、エステティックサロン等の**理容・美容**の事業
- (3) 映画の製作又は映写、**演劇**、その他興行の事業
- (4) **旅館**、料理店、飲食店等の**接客娯楽**の事業
- (5) 弁護士、弁理士、公認会計士、**社会保険労務士**、税理士等の法務の事業
- (6) 神社、寺院、教会等の**宗教**の事業



参考

(船員法第1条に規定する船員)

- 1. 船員法において「船員」とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令で定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。
- 2. 1.に規定する船舶には、次の船舶を含まない。
 - (1) 総トン数5トン未満の船舶
 - (2) 湖、川又は港のみを航行する船舶
 - (3) 政令の定める総トン数30トン未満の漁船
 - (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、船舶職員及び小型船舶操縦者法第2条第4項に規定する小型船舶であって、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他のその航海の目的、期間及び態様、運航体制等からみて船員労働の特殊性が認められない船舶として国土交通省令の定めるもの

(船員法1条1項、2項)

Point

健康保険法の強制適用事業所に船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者が乗り組む船舶を加えたものが、厚生年金保険の強制適用事業所である（適用業種についても健康保険法と同様の取扱いとなる）。

社会福祉法に定める社会福祉事業において、パートタイムの従業員を含む5人以上の従業員を常時使用するときは、厚生年金保険法に定める強制適用事業所となる。

解答 ○

法6条1項1号タ、昭和18.4.5保発905号。社会福祉法に定める社会福祉事業は適用業種に該当する。また、「常時5人以上の従業員を使用するもの」の人数を計算する場合においては、常時使用されるパートタイムの従業員を含めることとされているため、設問の場合「適用業種である事業の事業所であって、常時5人以上の従業員を使用するもの」に該当し、強制適用事業所となる。

2 任意適用事業所

1 任意適用事業所の範囲

厚生年金保険の強制適用事業所以外の事業所であっても、所定の要件を満たせば厚生年金保険に任意加入することができる（任意適用事業所）。なお、厚生年金保険法の任意適用事業所の範囲は、「健康保険法の任意適用事業所」の範囲と同様である。

■強制適用事業所と任意適用事業所の範囲

業種等 規模	適用業種		非適用業種	
	国、地方公共団体 又は法人	個人	国、地方公共団体 又は法人	個人
常時5人以上	◎	◎	◎	○
常時1人以上5人未満	◎	○	◎	○

◎→強制適用事業所 ○→任意適用事業所

- ・個人事業で常時使用労働者数が5人未満であれば、業種を問わず任意適用となる。
- ・個人事業で常時使用労働者数が5人以上の場合には、非適用業種である場合に任意適用となる。

2 任意適用事業所の認可（法6条3項、4項）



- I 第6条第1項の事業所〔強制適用事業所〕以外の事業所の事業主は、**厚生労働大臣の認可**を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。
- II Iの**認可**を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第12条〔**適用除外**〕に規定する者を**除く**。）の**2分の1以上の同意**を得て、**厚生労働大臣に申請**しなければならない。**H19-1E H25-5A**

1. 任意適用事業所の申請 **＜必修＞**

任意適用事業所の認可の申請は、厚生年金保険任意適用申請書を**機構**に提出することによって行うものとされ、この場合において、健康保険の任意適用の認可と同時に厚生年金保険の任意適用の認可を受けようとする場合は、健康保険の任意適用申請書に併記して行うものとする。

また、任意適用申請書には、被保険者となるべき者の**2分の1以上の同意**を得たことを**証する書類を添付**しなければならない。
(則13条の3)

2. 認可の効果 **＜必修＞**

厚生労働大臣の**認可のあった日**に、厚生年金保険法の適用を受けることについて**不同意であった者も含めて**、その事業所に使用される70歳未満の者は、適用除外者を除き被保険者となる。
(法13条1項)

Point

労働保険（労災保険・雇用保険）の場合と異なり、使用労働者の過半数又は2分の1以上の希望があっても、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入の申請を行う必要はない。

3 擬制（法7条）



第6条第1項第1号又は第2号の適用事業所（船舶以外の強制適用事業所）が、それぞれ当該各号に該当しなくなったときは、その事業所について同条第3項の**任意適用事業所の認可があったものとみなす**。
H19-9A

Point

船舶以外の強制適用事業所が、使用労働者数の減少や業種変更などにより強制適用の要件を欠くに至った場合は、任意加入に関する認可申請を行わなくとも任意適用事業所の認可があったものとみなされる。

H19-9A

4 任意適用事業所の取消し（法8条）

★★★

- I 第6条第3項の事業所〔任意適用事業所〕の事業主は、**厚生労働大臣の認可**を受けて、当該事業所を**適用事業所**でなくすることができる。 H25-5B
- II Iの**認可**を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に**使用される者**（第12条〔適用除外〕に規定する者を除く。）の**4分の3以上の同意**を得て、**厚生労働大臣**に**申請**しなければならない。 H19-1E H25-5B

1. 任意適用事業所の取消しの申請 必修

任意適用事業所の取消しの認可の申請は、厚生年金保険任意適用取消申請書を機構に提出することによって行うものとされ、この場合において、同時に健康保険の任意適用取消しの認可を受けようとする場合は、健康保険の任意適用取消申請書に併記することによって行うものとする。

また、任意適用取消申請書には、被保険者の**4分の3以上の同意**を得たことを**証する書類**を添付しなければならない。（則14条）

2. 適用取消の効果 必修

厚生労働大臣の認可のあった日の翌日に、任意適用事業所の取消しに**不同意であった者も含めて**、すべて被保険者の資格を喪失する。（法14条3号）

3 一括適用事業所（法8条の2、法8条の3）

★★★★

- I **2以上**の適用事業所（船舶を除く。）の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該**2以上の事業所**を一の適用事業所とすることができる。 H25-5CD
- II Iの承認があったときは、当該**2以上の適用事業所**は、適用事業所でなくなったものとみなす。
- III **2以上の船舶**の船舶所有者が同一である場合には、当該**2以上の船舶**は、一の適用事業所とする。この場合において、当該**2以上の船舶**は、適用事業所でないものとみなす。 H25-5E

・一括の効果

船舶の場合は、船舶所有者が同一であれば厚生労働大臣の承認を受けることなく、一の適用事業所となる。

「当該2以上の適用事業所は適用事業所でなくなったものとみなす」とは、全体を一の適用事業所とみなすということである。例えば、一括適用事業所として承認された会社内で、A県の事業所からB県の事業所に被保険者が転勤した場合であっても、被保険者資格の得喪の問題は生じないことになる。

4 適用事業所に関する届出

1 新規適用事業所の届出（則13条1項、3項）

改正

★★★★

- I 法第6条第1項の規定により初めて適用事業所となった事業所の事業主（船舶所有者を除く。）は、当該事実があった日から**5日以内**に、次のiからivに掲げる事項を記載した届書を**機構**に提出しなければならない。
- i 事業主の氏名又は名称及び住所
 - ii 事業所の名称、所在地及び事業の種類
 - iii 事業主が法人であるときは、次に掲げる事項
 - ① 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。

以下同じ。)又は**会社法人等番号**(商業登記法第7条に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。)

② 事業所が**法人の本店**又は**主たる事業所**であるか否かの別

③ **内国法人**(国内に本店又は主たる事業所を有する法人をいう。以下③において同じ。)又は**外国法人**(内国法人以外の法人をいう。以下同じ。)の別

iv 事業主が国又は地方公共団体であるときは、**法人番号**

II 法第6条第1項の規定により**初めて適用事業所**となった**船舶の船舶所有者**は、当該事実があった日から**10日以内**に、次のiからviに掲げる事項を記載した届書を**機構**に提出しなければならない。H27-1ウ

i **船舶所有者の氏名**及び**住所**

ii **事業の種類**

iii 船舶の数及び用途

iv 操業区域又は航行区域

v **船舶所有者**が**法人**であるときは、次に掲げる事項

① **法人番号**又は**会社法人等番号**

② 当該船舶所有者が**法人の本店**又は**主たる事業所**であるか否かの別

③ **内国法人**又は**外国法人**の別

vi **船舶所有者**が国又は地方公共団体であるときは、**法人番号**

・併記

上記Iの届出は、機構に健康保険の新規適用届を提出するときは、これに併記することによって行うものとする。

上記IIの届出は、機構に船員保険の新規適用船舶所有者届を提出するときは、これに併記することによって行うものとする。
(則13条2項、4項)

2 事業主の氏名等の変更の届出 (則23条1項、3項) ◀改正

★★

I 事業主(**船舶所有者**を除く。)は、その**氏名**若しくは**名称**若しくは**住所**、**事業所の名称**若しくは**所在地**、第13条第1項第3号に掲げる事項又は同項第4号に掲げる事項〔1〕のIのiii又はivに掲げる事項〕

に変更があったときは、**5日以内**に、次の i ii に掲げる事項を記載した届書を、**機構**に提出しなければならない。

- i 事業所の**名称**及び**所在地**
 - ii 変更前の事項及び変更後の事項並びに変更の**年月日**
- II 船舶所有者は、その**氏名**、**住所**、第13条第3項第5号に掲げる事項又は同項第6号に掲げる事項〔**1**〕のIIのv又はviに掲げる事項〕に変更があったときは、**速やかに**、次の i ii に掲げる事項を記載した届書を**機構**に提出しなければならない。
- i 船舶所有者の**住所**
 - ii 変更前の事項及び変更後の事項並びに変更**年月日**

・健康保険法に基づく届出をした場合

事業主が、機構に健康保険の事業主の氏名等の変更の届出をしたときは、併せて、上記Iの届出をしたものとみなす。

船舶所有者が、機構に船員保険の船舶所有者の氏名等の変更の届出をしたときは、併せて、上記IIの届出をしたものとみなす。
(則23条2項、4項)

3 事業主の変更の届出 (則24条1項)



事業主（船舶所有者を除く。）に変更があったときは、変更後の事業主は、**5日以内**に、次の i から iii に掲げる事項を記載した届書を、**機構**に提出しなければならない。 **H25-9力** **改正**

- i 事業所の**名称**及び**所在地**
- ii 変更前の事業主及び変更後の事業主の**氏名**又は**名称**及び**住所**
- iii 変更の**年月日**

・健康保険法に基づく届出をした場合

変更後の事業主が、機構に健康保険の事業主の変更の届出をしたときは、併せて、上記の届出をしたものとみなす。
(則24条2項)

4 代理人選任の届出（則29条1項）



事業主（船舶所有者を除く。）は、厚生年金保険法の規定に基いて事業主（船舶所有者を除く。）がしなければならない事項につき、代理人をして処理させようとするときは、あらかじめ、文書でその旨を機構に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

H20-4B H27-1ア

・健康保険法に基づく届出をした場合

事業主が、健康保険の代理人選任又は解任の届出をしたときは、あわせて、上記の届出をしたものとみなす。
(則29条2項)



（船長等の代理）

船舶所有者は、被保険者に関する主な届出（資格取得・喪失届、氏名・住所・報酬月額変更届等）については、船長又は船長の職務を行う者を代理人として処理させることができる。
(則29条の2)

（仮住所）

船舶所有者は厚生年金保険に関する届出については、仮住所を選定して機構に提出することができる。
(則29条の3,1項)

5 適用事業所に該当しなくなった場合の届出（則13条の2,1項、2項、4項、5項）



I 適用事業所の事業主（船舶所有者を除く。）は、廃止、休止その他の事情により適用事業所に該当しなくなったときは、当該事実があった日から5日以内に、次のiからiiiに掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、第14条〔任意適用取消の申請〕の規定により申請をするときは、この限りでない。 H26-9E

i 事業主の氏名又は名称及び住所

ii 事業所の名称及び所在地

iii 該当しなくなった年月日及びその事由

II Iの届書には、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類を

添えなければならない。

- Ⅲ **船舶所有者**は、**船舶**が**適用事業所**に該当しなくなったときは、当該事実があった日から**10日以内**に、次の i ii に掲げる事項を記載した届書を**機構**に提出しなければならない。

i **船舶所有者の住所**

ii **適用事業所に該当しなくなった年月日**及びその**事由**

- Ⅳ Ⅲの届書には、**船舶**が**適用事業所**に該当しなくなったことを**証する書類**を添えなければならない。

・併記

上記Ⅰの届出は、機構に健康保険の適用事業所に該当しなくなった場合の届出をするときは、これに併記して行うものとする。

上記Ⅲの届出は、機構に船員保険の船舶所有者に該当しなくなった場合の届出をするときは、これに併記して行うものとする。
(則13条の2,3項、6項)